

愛 知 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
第3回 愛 知 県 最 低 賃 金 専 門 部 会

令和8年8月3日(月) 午後1時30分～

桜華会館本館2階 梅の間

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和8年度愛知県最低賃金の改正について

(2) その他

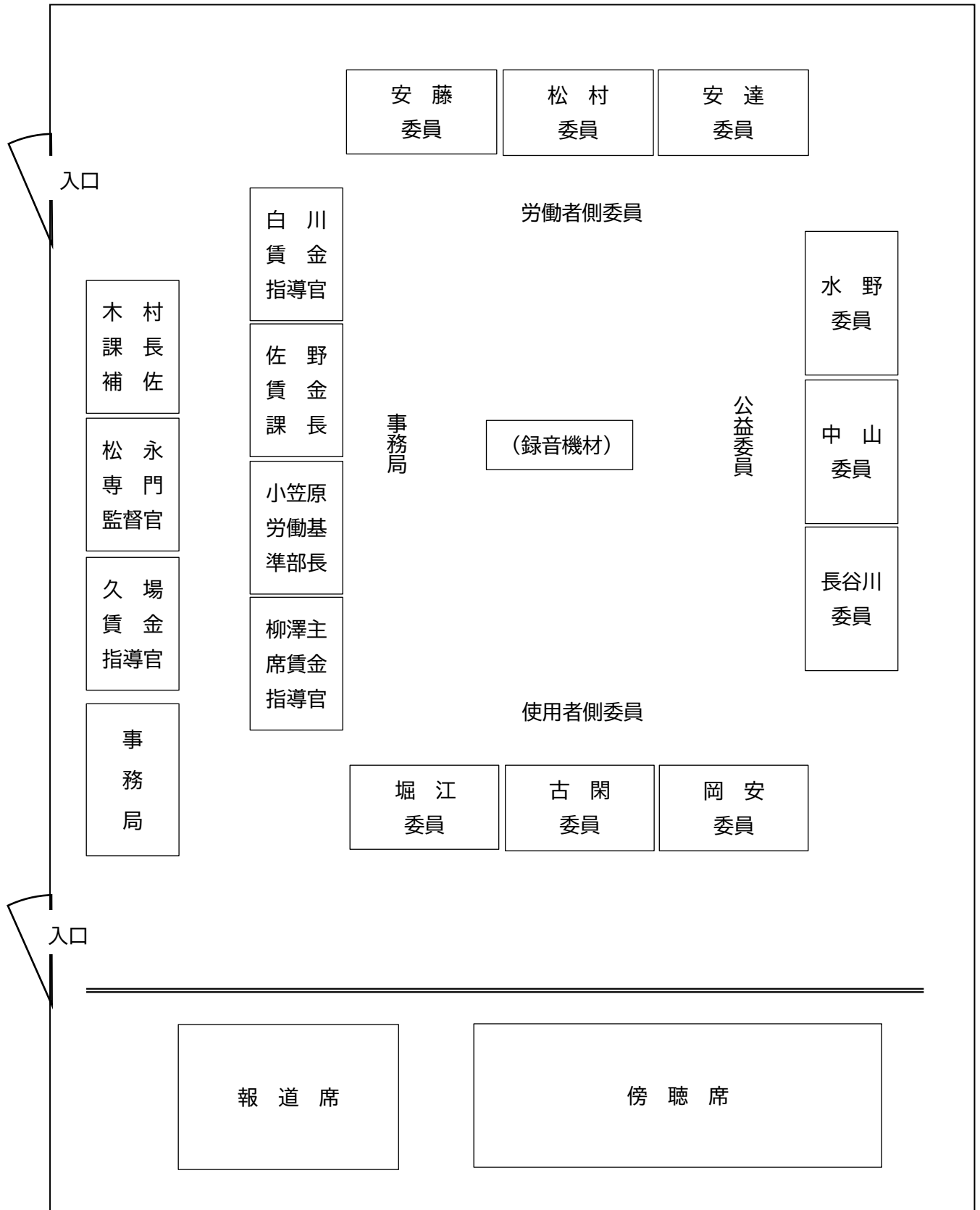
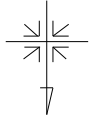
3 閉 会

愛知地方最低賃金審議会
第3回 愛知県最低賃金専門部会 配席図

令和8年8月3日(月)

午後1時30分～

桜華会館本館2階 梅の間



資 料 目 次

資料№

- 1．就業構造基本調査結果（愛知県分） 抜粋
- 2．消費者物価指数の対前年上昇率の推移
- 3．愛知県最低賃金と生活保護費との比較について
- 4．令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表

令和 4 年

就業構造基本調査結果（愛知県分）

[2022 年 10 月 1 日現在]

愛知県県民文化局県民生活部統計課

調 査 の 概 要

就業構造基本調査は、総務省統計局が実施している基幹統計調査で、昭和31年（1956年）の第1回調査から昭和57年（1982年）の第10回調査まではおおむね3年ごとに、昭和57年以降は5年ごとに実施しており、今回の調査は18回目に当たります。

1 調査の目的

この調査は、国民の就業及び不就業の実態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としています。

国民の就業・不就業に関する統計としては、この調査のほかにも、5年ごとに実施している国勢調査や毎月実施している労働力調査などがあります。これらの調査においても、労働力状態別の人口や産業・職業別の人口など就業の基本的な属性を明らかにしていますが、就業構造基本調査は、ふだんの状態によって、就業の基本的な属性に加え、就業日数・時間、就業に対する希望意識や訓練・自己啓発など、より詳細な就業の状態を明らかにしているものです。

2 調査の期日

2022年10月1日

3 調査の対象

全国の令和2年国勢調査調査区から約3万4千調査区を選定し、この調査区内の住戸に居住する世帯のうち、約54万世帯の15歳以上の世帯員約108万人を調査対象としました。

本県では、52市町村の1002調査区で、約1万6千世帯の15歳以上の世帯員約3万2千人が調査対象となりました。

4 調査の方法

調査員が調査対象の住戸を訪問して調査票を配布し、15歳以上の各世帯員がインターネットによる回答又は調査票に記入、申告する方法により行いました。

本書は、「令和4年就業構造基本調査」について、総務省統計局が2023年7月21日に公表した集計結果をもとに、愛知県でとりまとめたものです。

統計表は、総務省統計局ホームページに掲載されています。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200532&tstat=000001163626>
(政府統計の総合窓口「e-stat」)

利 用 上 の 注 意

1 この調査結果の用語の意味は、次のとおりです。

(1) 年齢

2022 年 9 月 30 日現在における満年齢です。

(2) 就業状態

- ・有業者……ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（2022 年 10 月 1 日）以降も、仕事をしていくことになっている者及び仕事は持っているが、現在は休んでいる者
 なお、家族が自家営業（個人経営の商店、工場や農家など）に従事した場合は、その家族が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになります。
 また、仕事があつたりなかったりする人や、忙しい時だけ家業を手伝う人などで、「ふだんの就業状態」がはっきり決められない場合は、おおむね、1 年間に 30 日以上仕事をしている場合を、有業者としました。
- ・無業者……ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者
- ・有業率……15 歳以上人口に占める有業者の割合

(3) 従業上の地位、雇用形態

- ・雇用者……会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者
- ・会社などの役員……会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者

「会社などの役員」以外の雇用者を、勤め先での呼称によって、次のとおり区分しました。

なお、「正規の職員・従業員」以外をまとめて「非正規の職員・従業員」としました。

- ・正規の職員・従業員……一般職員又は正社員などと呼ばれている者
- ・パート、アルバイト……就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者
- ・労働者派遣事業所の派遣社員……労働者派遣法などに基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者
 ＊ ただし、次のような業務に従事する者は含まない。
 港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係の業務、デパートの派遣店員、民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介による場合や請負、出向
- ・契約社員……専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者
- ・嘱託……労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者
- ・その他……上記以外の呼称の場合

また、有業者のうち、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主又は一人社長であつて、その仕事で収入を得る者」をフリーランスとしました。

(4) 産業

産業は、有業者が実際に働いている事業所の事業の種類によって決めました（ただし、労働者派遣事業所の派遣社員については、派遣先の事業所の事業の種類）。産業分類は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものを用いています。

〔第 1 次産業〕……農業、林業、漁業

〔第 2 次産業〕……鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

〔第 3 次産業〕……上記以外の産業

(3) 雇用者の雇用形態

ア 雇用形態別雇用者

○「非正規の職員・従業員」の割合は男性は増加に転じ、女性は減少が続く

雇用者(役員を除く)を雇用形態別にみると、「正規の職員・従業員」は226万人(雇用者(役員を除く)に占める割合63.2%)、「非正規の職員・従業員」は131万4千人(同36.8%)となっています。

「非正規の職員・従業員」を男女別にみると、男性は40万1千人(同20.5%)、女性は91万3千人(同56.3%)となっています。2017年と比較すると、男性は1万6千人(0.9ポイント)増加し、女性は3万2千人(3.3ポイント)減少しています。また、全国平均と比較すると、男性は1.6ポイント下回り、女性は3.1ポイント上回っています。

(表3、図3)

過去25年間の「非正規の職員・従業員」の割合の推移を男女別にみると、男女とも2012年まで増加が続き、男性は2017年に減少したものの2022年に再び増加に転じ、女性は2017年から減少が続いています。

(図4)

表3 雇用形態別雇用者(役員を除く)数

(単位:千人、%、ポイント)

雇用者の雇用形態		愛 知 県						全 国					
		計		男		女		計		男		女	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
2020年	雇用者(役員を除く)	3,574	100.0	1,953	100.0	1,621	100.0	57,225	100.0	30,040	100.0	27,185	100.0
	正規の職員・従業員	2,260	63.2	1,553	79.5	707	43.6	36,115	63.1	23,398	77.9	12,717	46.8
	非正規の職員・従業員	1,314	36.8	401	20.5	913	56.3	21,110	36.9	6,642	22.1	14,468	53.2
	パート	683	19.1	85	4.4	598	36.9	10,365	18.1	1,264	4.2	9,101	33.5
	アルバイト	271	7.6	129	6.6	143	8.8	4,314	7.5	2,147	7.1	2,167	8.0
	労働者派遣事業所の派遣社員	104	2.9	42	2.2	63	3.9	1,517	2.7	564	1.9	953	3.5
	契約社員	155	4.3	90	4.6	65	4.0	2,926	5.1	1,560	5.2	1,366	5.0
	嘱託	59	1.7	41	2.1	18	1.1	1,099	1.9	697	2.3	403	1.5
	その他	42	1.2	14	0.7	27	1.7	890	1.6	411	1.4	479	1.8
2017年	雇用者(役員を除く)	3,550	100.0	1,964	100.0	1,586	100.0	55,839	100.0	29,980	100.0	25,859	100.0
	正規の職員・従業員	2,220	62.5	1,579	80.4	641	40.4	34,514	61.8	23,302	77.7	11,211	43.4
	非正規の職員・従業員	1,330	37.5	385	19.6	945	59.6	21,325	38.2	6,678	22.3	14,648	56.6
	パート	687	19.4	69	3.5	619	39.0	10,324	18.5	1,157	3.9	9,167	35.4
	アルバイト	278	7.8	131	6.7	148	9.3	4,393	7.9	2,189	7.3	2,204	8.5
	労働者派遣事業所の派遣社員	96	2.7	39	2.0	56	3.5	1,419	2.5	540	1.8	879	3.4
	契約社員	159	4.5	89	4.5	70	4.4	3,032	5.4	1,628	5.4	1,404	5.4
	嘱託	68	1.9	41	2.1	27	1.7	1,193	2.1	729	2.4	464	1.8
	その他	42	1.2	17	0.9	25	1.6	964	1.7	435	1.5	530	2.0
増減	雇用者(役員を除く)	24	—	△11	—	35	—	1,386	—	60	—	1,326	—
	正規の職員・従業員	40	0.7	△26	△0.9	66	3.2	1,601	1.3	96	0.2	1,506	3.4
	非正規の職員・従業員	△16	△0.7	16	0.9	△32	△3.3	△215	△1.3	△36	△0.2	△180	△3.4
	パート	△4	△0.3	16	0.9	△21	△2.1	41	△0.4	107	0.3	△66	△1.9
	アルバイト	△7	△0.2	△2	△0.1	△5	△0.5	△79	△0.4	△42	△0.2	△37	△0.5
	労働者派遣事業所の派遣社員	8	0.2	3	0.2	7	0.4	98	0.2	24	0.1	74	0.1
	契約社員	△4	△0.2	1	0.1	△5	△0.4	△106	△0.3	△68	△0.2	△38	△0.4
	嘱託	△9	△0.2	0	0.0	△9	△0.6	△94	△0.2	△32	△0.1	△61	△0.3
	その他	0	0.0	△3	△0.2	2	0.1	△74	△0.1	△24	△0.1	△51	△0.2

図3 男女、雇用形態別雇用者(役員を除く)の割合

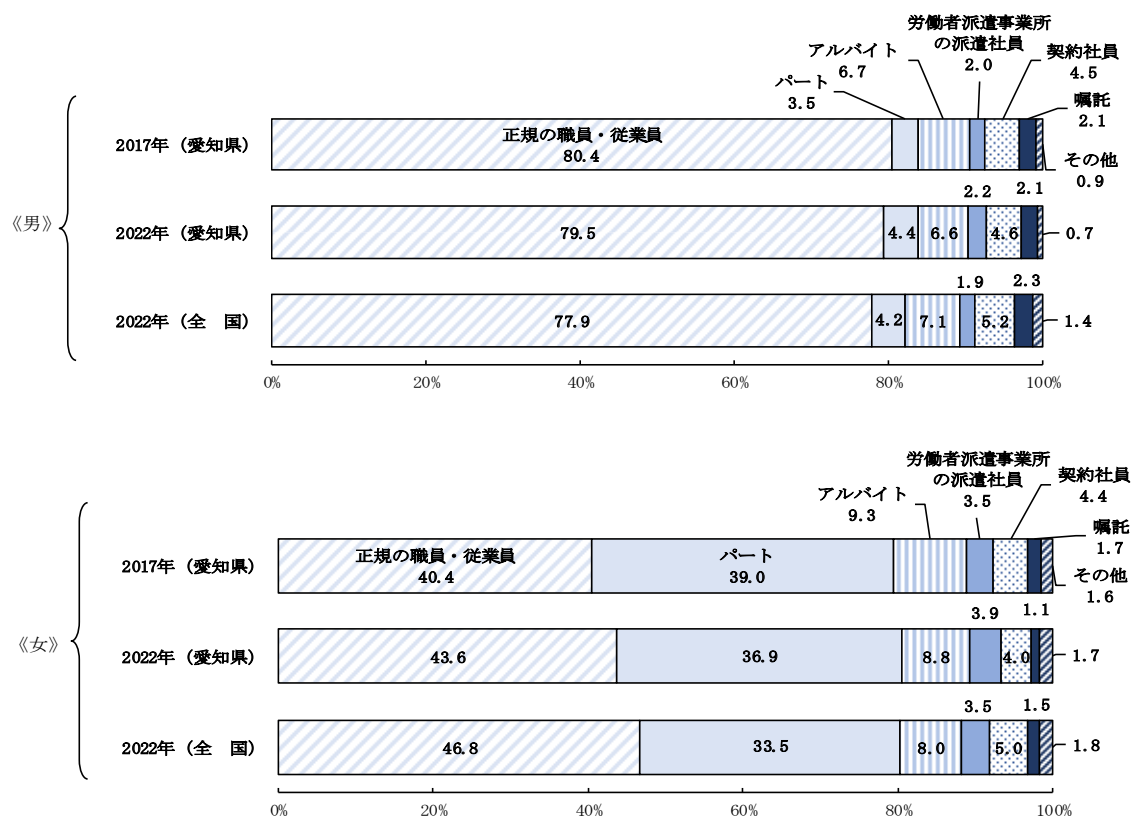
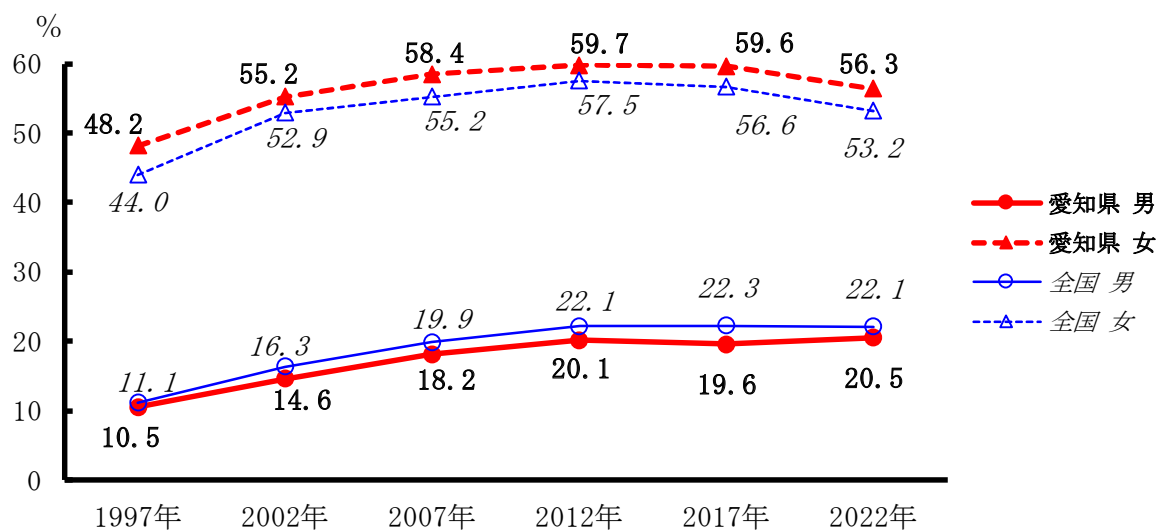


図4 男女別、雇用者(役員を除く)に占める非正規の職員・従業員の割合の推移



消費者物価指数の対前年上昇率の推移（食料・都道府県別）

（単位：％）

	ウェイト （１万分比）	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	4.3
北海道	2,597	6.1	6.7	5.0	4.3	5.6	4.7	3.7	3.9	3.3	4.8
青森県	2,795	6.5	6.5	5.9	3.5	4.3	4.3	4.5	5.5	4.4	5.1
岩手県	2,714	7.3	7.8	7.9	6.0	6.7	6.2	4.9	5.3	5.2	6.3
宮城県	2,941	6.3	6.2	5.3	3.8	4.5	3.7	3.7	3.7	4.3	4.6
秋田県	2,739	6.5	6.3	4.7	4.0	4.1	4.8	4.2	4.3	3.8	4.7
山形県	2,627	6.3	5.7	4.1	1.4	3.1	3.2	2.5	2.7	2.3	3.5
福島県	2,781	6.1	6.1	5.7	4.8	4.4	3.5	1.9	2.0	1.3	4.0
茨城県	2,613	6.5	5.0	6.9	5.1	4.1	5.6	6.9	5.2	5.2	5.6
栃木県	2,624	6.2	4.9	3.3	3.2	3.2	3.4	2.9	3.5	2.7	3.7
群馬県	2,656	5.1	4.8	2.9	1.6	2.1	1.1	2.4	2.6	2.7	2.8
埼玉県	2,340	5.5	5.9	4.5	3.4	3.4	2.7	4.6	3.6	4.6	4.2
千葉県	2,541	6.3	6.1	5.7	4.0	5.0	4.0	3.8	3.7	2.6	4.6
東京都	2,529	5.8	5.5	4.5	3.2	3.8	3.2	4.0	4.1	3.8	4.2
神奈川県	2,509	6.7	6.2	5.2	3.9	3.7	2.7	3.9	3.2	2.7	4.2
新潟県	2,568	4.9	5.0	3.6	2.3	1.6	1.4	1.0	2.0	2.2	2.7
富山県	2,697	6.4	5.6	5.5	5.0	3.6	4.4	3.9	3.0	3.7	4.5
石川県	2,546	5.2	4.4	5.5	4.1	3.6	2.9	2.2	3.1	2.9	3.7
福井県	2,672	5.9	5.5	5.9	3.8	3.9	4.3	4.0	4.3	3.0	4.5
山梨県	2,673	6.1	5.6	4.6	2.5	3.5	2.6	2.4	1.9	2.7	3.5
長野県	2,579	6.7	5.6	5.0	3.0	4.4	3.1	2.8	3.0	2.9	4.0
岐阜県	2,448	5.4	5.7	4.6	4.2	5.1	4.2	3.6	3.6	3.4	4.4
静岡県	2,821	6.3	6.4	6.0	4.6	4.7	5.2	4.8	4.3	2.4	4.9
愛知県	2,684	6.6	6.0	5.2	4.0	3.9	3.5	3.0	3.1	2.9	4.3
三重県	2,468	6.9	7.0	5.7	4.5	4.6	4.2	3.9	4.2	3.8	5.0
滋賀県	2,682	5.4	4.9	5.4	3.0	2.9	3.5	3.1	2.6	3.6	3.8
京都府	2,891	6.6	6.0	5.1	3.6	3.7	4.0	4.3	4.1	3.1	4.5
大阪府	2,890	5.0	5.3	4.8	3.5	3.6	3.7	3.4	3.9	3.6	4.1
兵庫県	2,834	5.9	5.0	4.1	3.2	3.3	3.7	3.9	2.7	3.5	3.9
奈良県	2,510	7.1	6.0	5.6	3.9	4.9	4.0	3.7	2.9	3.5	4.6
和歌山県	2,636	6.3	7.4	8.1	5.5	4.5	4.2	2.1	2.2	2.4	4.7
鳥取県	2,600	6.2	6.2	5.8	4.4	3.0	3.2	2.1	2.1	1.5	3.8
島根県	2,548	7.3	7.5	6.5	3.9	4.1	3.9	3.3	3.5	2.3	4.7
岡山県	2,583	6.0	5.8	5.0	2.4	3.6	4.0	3.3	3.0	2.9	4.0
広島県	2,595	6.7	5.9	4.8	3.8	4.0	4.2	3.7	3.5	3.9	4.5
山口県	2,538	6.4	6.2	5.6	3.6	4.5	3.3	2.9	3.0	2.6	4.2
徳島県	2,670	5.2	5.0	3.9	3.1	3.6	4.0	4.0	4.3	3.4	4.0
香川県	2,534	6.0	6.1	4.8	4.4	4.2	4.4	3.2	3.2	2.5	4.3
愛媛県	2,586	6.7	6.6	5.2	5.2	3.9	4.7	3.9	4.0	4.2	4.9
高知県	2,659	7.7	6.8	7.3	3.9	5.7	5.0	3.1	3.6	1.8	5.0
福岡県	2,586	7.5	6.4	5.4	3.8	3.9	2.4	2.8	2.8	3.7	4.3
佐賀県	2,604	6.1	6.2	4.5	4.3	3.7	3.7	3.8	2.8	2.6	4.2
長崎県	2,664	7.4	8.1	6.9	4.7	3.4	2.7	1.6	2.4	2.7	4.4
熊本県	2,568	6.6	5.7	5.0	3.1	4.2	3.4	2.9	3.1	3.2	4.1
大分県	2,562	5.8	5.0	4.7	4.1	4.0	3.1	3.4	2.5	1.8	3.8
宮崎県	2,721	5.9	5.9	3.7	3.4	4.5	4.1	2.4	3.3	2.0	3.9
鹿児島県	2,644	7.2	5.4	3.9	4.0	3.3	4.0	2.0	2.6	2.8	3.9
沖縄県	2,999	4.7	5.6	3.4	3.2	1.6	2.1	1.8	1.9	2.4	3.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）１ 指数は、「食料」である。

２ 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

３ 各ランクは、2023年度からの適用区分である

消費者物価指数の対前年上昇率の推移（持家の帰属家賃を除く総合・都道府県別）

（単位：％）

	ウェイト （１万分 比）	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1
北海道	8,748	2.8	3.5	2.7	2.3	2.4	2.4	1.8	1.9	2.0	2.4
青森県	8,467	3.8	4.1	3.0	1.5	1.4	2.1	2.9	3.3	3.3	2.8
岩手県	8,856	4.1	4.2	3.6	2.6	2.6	3.2	2.9	2.9	3.2	3.3
宮城県	8,856	3.5	3.3	2.4	1.6	1.7	1.5	1.8	2.0	2.5	2.3
秋田県	8,581	3.4	3.3	1.9	1.1	0.9	1.4	2.2	2.3	2.5	2.1
山形県	8,615	3.2	2.8	1.6	0.2	0.6	1.1	1.0	1.3	1.6	1.5
福島県	8,626	3.4	3.5	2.6	2.1	1.5	1.3	1.2	1.5	1.5	2.1
茨城県	8,590	3.7	3.2	3.3	2.2	1.4	2.3	2.2	1.8	1.7	2.4
栃木県	8,504	3.3	2.8	1.8	1.4	1.1	1.3	1.4	1.7	1.7	1.8
群馬県	8,354	3.1	2.8	1.5	0.6	0.5	0.8	1.0	1.0	1.3	1.4
埼玉県	7,958	3.1	3.4	2.6	1.8	1.6	1.2	1.8	1.6	2.1	2.1
千葉県	8,283	3.3	3.3	2.6	1.8	1.8	1.8	1.5	1.6	0.9	2.1
東京都	8,000	3.1	3.0	2.2	1.6	1.6	1.4	1.6	1.5	1.8	2.0
神奈川県	7,915	3.4	3.2	2.4	1.8	1.5	1.5	1.6	1.7	1.6	2.1
新潟県	8,412	3.2	3.1	2.0	1.0	0.5	0.9	0.5	1.1	1.6	1.5
富山県	8,827	3.1	2.8	2.1	1.7	0.9	1.6	1.8	2.2	2.5	2.1
石川県	8,581	3.1	2.8	2.4	1.5	0.6	0.8	1.0	1.6	1.6	1.7
福井県	8,134	3.3	3.0	2.3	1.1	0.9	1.1	1.2	1.8	1.4	1.7
山梨県	8,787	3.3	3.0	2.2	1.1	1.1	0.8	0.9	1.5	1.9	1.7
長野県	8,653	3.1	2.6	1.9	1.0	1.2	1.7	1.2	1.6	1.8	1.8
岐阜県	8,315	2.9	2.9	2.1	1.4	1.3	1.3	1.5	1.2	1.6	1.8
静岡県	8,579	3.6	3.5	2.8	2.1	1.9	2.6	2.3	2.2	1.8	2.5
愛知県	8,660	3.6	3.4	2.5	2.0	1.8	1.9	1.5	1.6	1.8	2.2
三重県	8,471	3.7	3.2	2.2	1.6	1.2	1.4	1.1	1.7	2.1	2.0
滋賀県	8,738	3.3	3.0	2.5	1.7	0.8	1.1	1.3	1.4	1.9	1.9
京都府	8,365	3.8	3.5	2.7	1.9	1.5	2.0	1.8	2.1	1.8	2.3
大阪府	8,459	2.7	2.8	2.0	2.0	1.6	1.8	1.7	2.0	1.9	2.0
兵庫県	8,543	3.3	3.0	2.2	1.7	1.6	1.8	2.0	1.6	2.0	2.1
奈良県	8,561	3.5	3.4	2.3	1.7	1.7	2.0	1.9	1.9	2.2	2.3
和歌山県	8,292	3.8	4.2	3.9	2.5	1.8	1.6	1.2	1.5	2.0	2.5
鳥取県	8,689	2.9	3.0	2.2	1.6	0.6	1.1	1.1	1.2	1.3	1.7
島根県	8,743	2.9	3.2	2.4	1.3	1.0	1.7	1.0	1.4	2.7	1.9
岡山県	8,750	3.3	3.1	2.3	1.2	1.3	2.2	1.6	1.5	1.9	2.0
広島県	8,638	3.6	3.3	2.3	1.9	1.6	1.7	1.6	1.8	2.3	2.2
山口県	8,856	2.9	2.9	2.0	0.9	0.9	1.4	1.0	1.1	1.1	1.6
徳島県	8,628	2.6	2.7	1.7	1.2	0.8	1.5	1.3	1.6	1.6	1.6
香川県	8,619	3.2	3.2	2.0	1.5	1.1	1.8	0.9	1.5	1.6	1.9
愛媛県	8,423	3.2	3.2	2.2	2.0	1.2	1.4	1.3	1.4	1.9	2.0
高知県	8,726	3.3	3.1	2.6	1.3	1.0	1.3	1.1	1.4	1.0	1.8
福岡県	9,071	3.8	3.3	2.7	1.0	0.7	0.6	0.4	1.4	2.1	1.8
佐賀県	8,763	3.7	3.8	2.7	1.8	1.3	1.5	0.6	1.0	0.9	1.9
長崎県	8,540	3.6	3.8	2.9	1.8	1.2	1.4	1.0	1.3	1.7	2.1
熊本県	9,021	3.3	3.0	2.2	1.3	1.2	1.1	1.4	1.6	1.8	1.9
大分県	8,544	3.3	3.0	2.3	1.5	1.2	1.3	1.7	1.7	1.6	2.0
宮崎県	8,948	3.8	3.7	2.3	1.7	1.7	2.0	1.1	1.5	1.2	2.1
鹿児島県	8,540	3.7	3.1	2.0	1.6	1.1	2.0	1.3	1.6	1.7	2.0
沖縄県	8,585	3.1	3.4	2.0	1.1	0.4	0.8	1.0	1.4	1.7	1.7

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）１ 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」である。

２ 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

３ 各ランクは、2023年度からの適用区分である

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の見込について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和 6 年 10 月 1 日発効の愛知県最低賃金（時間額 1,077 円）は令和 6 年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかった。

1 最低賃金

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 件名 | 愛知県最低賃金 |
| (2) 最低賃金額 | 時間額 1,077 円 |
| (3) 発効日 | 令和 6 年 10 月 1 日 |

2 生活保護費

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 比較対象者 | 18 歳～19 歳・単身世帯 |
| (2) 対象年度 | 令和 6 年度 |
| (3) 生活保護費（令和 6 年度） | 生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（104,423 円） |

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 か月換算額（注）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1 か月換算額

$1,077 \text{ 円（愛知県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 か月平均法定労働時間数）} \times 0.824 \text{（令和 6 年度可処分所得の総所得に対する割合）} = 154,238 \text{ 円}$

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とする場合は、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月19日(水)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月20日(木)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		8月21日(金)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		8月24日(月)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		8月26日(水)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		8月27日(木)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		8月28日(金)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		8月31日(月)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月2日(水)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月3日(木)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月4日(金)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月7日(月)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月9日(水)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月10日(木)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月11日(金)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月14日(月)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月16日(水)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		9月17日(木)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		9月18日(金)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月10日(木)		9月25日(金)		9月28日(月)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月11日(金)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月12日(土)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)

2026年7月16日（木）

連 合 愛 知

《担 当》

事 務 局 長 中 島 裕 子

労働条件局長 安達 一樹

代表電話 052-684-0005

直通電話 052-684-0048

報道関係者 各位

3年連続で5%台の賃上げを実現！

～連合愛知2026春季生活闘争 6月末日回答集計結果報告（最終報告）～

連合愛知は、2026春季生活闘争の6月末日時点での回答集計を行いましたので、次の通り結果を報告いたします。

- 要求書を提出した439組合中375組合が回答を引き出し、373組合で賃上げ（賃金改善分）を獲得した。定昇相当込み賃上げ（加重平均）は、全体で18,146円・5.43%となり、比較可能な2013年以降、過去最高だった昨年を上回った。
- 規模別では、大手労組が18,317円・5.45%（昨年同時期比844円増・0.08ポイント増）、中小労組が14,496円・4.90%（同319円増・0.03ポイント減）となり、賃金引上げ率の差は、0.55%（昨年最終報告0.44%）となった。
- 有期・短時間・契約労働者の賃上げ（時給）については、18組合が回答を引き出し、加重平均で87.1円・7.24%となり、定昇相当込み賃上げ率で一般組合員を上回る時給の引き上げ率を獲得した。
- 一時金（年間・加重平均）については、月数5.91ヵ月、金額1,782,645円となった。

1. 要求書提出、回答・妥結状況

- 要求書提出組合 439組合 (昨年最終報告453組合)
- 回答・妥結組合 375組合 (昨年最終報告375組合)

2. 賃上げ〔月例賃金〕 (集計組合員数による加重平均)

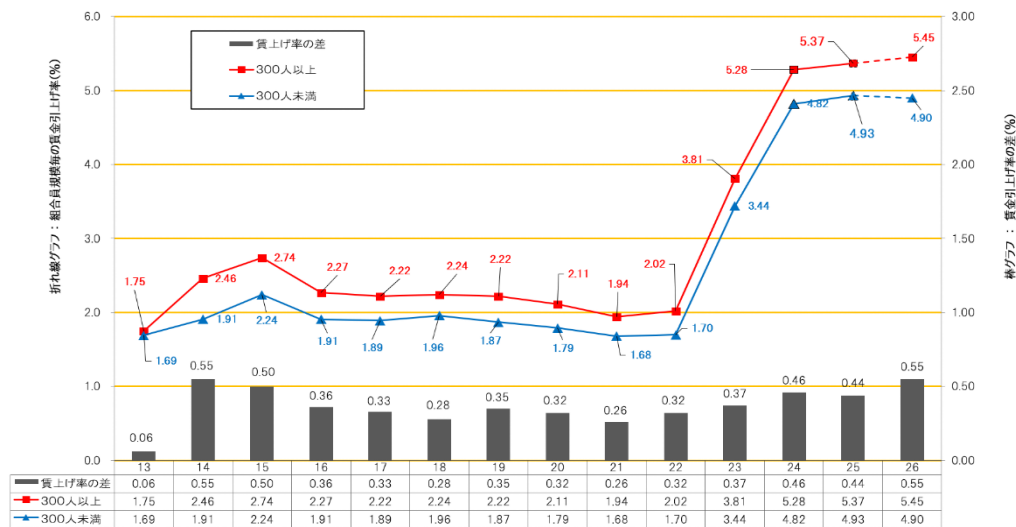
区分	2026年回答集計(6月末時点)				定昇相当込み 賃上げ計 昨年対比	2025年回答集計			
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計	賃金改善分 (明確に分かる組合のみ)			集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	賃金改善分 (明確に分かる組合のみ)	
全体	375 組合	18,146 円	240 組合	12,445 円	835 円	375 組合	17,311 円	233 組合	11,491 円
	391,799 人	5.43 %	3.78 %		0.08 ポイント	409,488 人	5.35 %	3.59 %	
300人以上	191 組合	18,317 円	114 組合	12,590 円	844 円	176 組合	17,473 円	105 組合	11,593 円
	372,316 人	5.45 %	3.79 %		0.08 ポイント	388,031 人	5.37 %	3.59 %	
300人未満	184 組合	14,496 円	127 組合	10,136 円	319 円	199 組合	14,177 円	128 組合	10,270 円
	19,483 人	4.90 %	3.54 %		-0.03 ポイント	21,457 人	4.93 %	3.57 %	

※加重平均：組合員数を反映させ賃上げ額の平均を算出する方法。「組合員1人あたりの」賃上げ額の平均。

※2026年と2025年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

3. 賃金引上げ率の推移グラフ

① 連合愛知の規模別の賃金引上げ率推移 (加重平均 2013年～2026年)



② 連合全体と連合愛知の賃金引上げ率推移 (加重平均 2013年～2026年)

